

空港バスは、水俣・伊佐・湧水地域と鹿児島空港を結ぶ重要な交通手段です。

しかし、年々利用者が減少しているため、このままでは路線の維持が難しくなってしまいます。大切なバス路線を守っていくためにも、積極的なご利用をよろしくお願いいたします。

時刻表は、各庁舎窓口で配布しているほか、南国交通㈱のホームページ (<https://nangoku-kotsu.com>) で確認できます。また、市内公共交通等の利用もあわせてお願いします。

◎九州新幹線

新水俣→博多(約1時間3分)
新水俣→新大阪(約3時間49分)



[県際特急バス]
空港バス
を利用しよう!



県際特急バスは新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策を実施しています。

ご利用のみなさまにも、感染予防にご協力をお願いします。



水俣市

伊佐・水俣間
約57分



伊佐市

伊佐・湧水間
約30分



湧水町

伊佐・空港間
約60分

鹿児島空港

◎バス

鹿児島市内・空港間
最短約38分



◎飛行機

鹿児島→東京
(約1時間55分)



問い合わせ先

南国交通株式会社
☎0995・22・1435
企画政策課まちづくり政策係
☎⑩1311

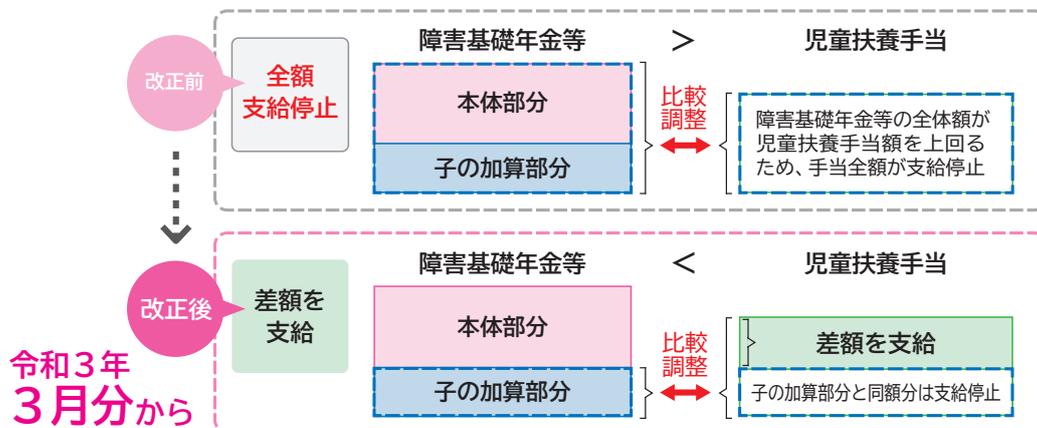
広告

障害年金を受給しているひとり親家庭のみなさまへ 児童扶養手当の手当額の算出方法が変わります

これまで障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、「児童扶養手当法」の一部が改正され、令和3年3月分から児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになります（障害年金以外の公的年金等受給者についてはこれまでどおり、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を児童扶養手当として受給できます）。

児童扶養手当制度には、受給資格者（母子家庭の母など）と受給資格者と生計を同じくする扶養義務者（受給資格者の父母・祖父母・兄弟等）の前年所得に応じて支給制限があります。

令和3年3月分の手当以降は障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償等）が含まれるようになります。



◎受給するためには、申請手続きが必要です。通常、手当は申請翌月分から支給開始となりますが、障害年金を受給していて児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たす人は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。申請は令和3年3月1日以前でも可能です。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

【児童扶養手当の受給対象者】

18歳に達する日以後最初の3月31日（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）までの子を監護している父、母または養育者。
※両親どちらかが中度以上の障がいをもっているご家庭も対象となる場合があります。

問い合わせ先

こども課子育て支援係 ☎️ 1311

広告

お知らせ

「春の市」中止のお知らせ

新型コロナウイルスが国内及び近隣県で拡大していることから、今年の春の市は中止いたします。

来場される人の安全性を考慮した結果ですので、ご理解・ご了承をお願いいたします。

問い合わせ先

伊佐市商工会大口本所

☎0224

菱刈支所

☎0179

まごし温泉の休業

「広報いさ11月号」

でお知らせしましたが、現在、まごし温泉

の新築工事を行っており、

これまでのまごし温泉から

新しい温泉施設へ配管のつ

なぎ変えを行う必要がある

ため、現在のまごし温泉は

2月8日(月)から休業となります。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※新しい温泉施設は、令和3年4月



新しい『まごし温泉』のオープンを楽しみにお待ちください。

中にオープン予定です。料金等の詳細についても「広報いさ11月号」に記載してありますのでご覧ください。

問い合わせ先

長寿介護課高齢福祉係

☎1311

2月は猫適正飼養推進月間です

猫は責任を持って飼いましょう。

2月は猫の繁殖行動の始まる頃です。産まれてから困ることのないようになりましょう。不幸な子猫がいなくなるように、ご協力をお願いします。

①猫は室内で飼いましょう。

②猫の不妊・去勢をしましょう。

③猫に首輪と迷子札等を

着けましょう。

④保健所で猫の引き取り

には安易に応じられません。

⑤エサをあげることの自覚と責任を

持ちましょう。

⑥猫を捨てることは犯罪です。

ご近所に迷惑をかけないように、正しく最後まで飼いましょう。

詳しくは県ホーム

ページをご覧ください。

問い合わせ先

大口保健所

☎5106



女性サロン室

あなたが自分らしく生きるために、一緒に考えます。

開催日 2月3・17日(水)

時間 13時30分～16時

場所 大口仲町

旧安楽ヨシ子様宅

連絡先

☎090・3016・3660

ひとり親世帯臨時給付金の申請期限の延長

新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響に伴い、申請期限が**2月26日(金)まで延長**となります(郵送の場合は必着)。

該当する人で、まだ申請されていない人は期限内に子ども課へ持参されるか、申請書と必要書類を同封のうえ郵送にて提出してください。

※申請書類等は市ホームページに掲載されています。

※ひとり親世帯とは、16ページの「児童扶養手当の受給対象者」と同等の世帯のことをいいます。

問い合わせ先

子ども課子育て支援係

☎1311

広告



広告

